

令和7年第1回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和7年3月14日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員長	中村美穂	副委員長	堀真
委員	松林敏	委員	浦川圭一
委員	安部都	委員	山口憲一郎
委員	竹中悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 福本美也子

説明のため出席した者

水道局長 渡部守史
(上下水道課)

課長	高橋庸輔	課長補佐	濱伸二
課長補佐	森内秀朋	課長補佐	濱中章
係長	池田麻夢	係長	藤原庸祐
係長	藤野亮	主査	山下裕己

本日の委員会に付した案件

議案第9号 長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 長与町公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第27号 令和7年度長与町水道事業会計予算

議案第28号 令和7年度長与町下水道事業会計予算

開会 9時29分

閉会 11時36分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和7年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第9号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

皆さま改めましておはようございます。それでは水道局所管の議案第9号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、上下水道課長以下、関係職員がご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第9号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。本議案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等に伴う水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の趣旨といたしましては、水道整備管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者を確保することを目的に資格要件の見直しを行うものでございます。主な改正内容といたしましては、布設工事監督者の資格につきましては、第3条第1項において、実務経験年数に下水道等の実務経験を含めるよう改め、また、学歴および学科要件に機械工学科、電気工学科を、資格要件に国家資格の1級土木施工管理技士を追加するものでございます。また、小規模水道事業者の実務経験年数が簡易水道事業者と同等に見直されたことから、第2項におきまして資格要件に給水人口が5万人以下である水道事業を追加するものでございます。続きまして、水道技術管理者の資格につきまして、第4条第1項において資格要件の布設工事監督者の資格を有する者に係る条文を削除し、学歴および学科要件に土木工学科を、資格要件に国家資格の技術士、上下水道部門および一級土木施工管理技士を追加するものでございます。第2項では、第3条第2項と同様に資格要件に給水人口が5万人以下である水道事業を追加するものでございます。なお、附則につきましては、施行日を令和7年4月1日としております。参考資料といたしまして、新旧対照表を配布しておりますので、ご参照ください。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。資料として配られたものも含めて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

工事監督者の確保が難しいからこういう基準をちょっと間口広げたという形になるのかと思います。上位法が変わったとかそういう話なんですかね。っていうのと、あと本町でもやっぱり土木の方の土木課を卒業した方の確保が難しい現状があったのかどうかを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

委員おっしゃるとおり上位法の変更に伴うものでございます。もう一つ、今現状ですね。現状確かに長与町技術、この2つの水道布設工事監督者そして水道技術管理者、この2つの資格とも対象人員といったものは減ってきている状況にございます。この条例の改正後には複数名に増えるといった状況になりますので、一定の人員確保が保たれていくものと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

これ資格要件とかもあるのですね。中途採用とかも今後検討されるのかどうか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

人事の話になりますので、ちょっと人事部局との兼ね合いがございますので、そういったご意見ということで所管の方にはお話しさせていただきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号長与町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

それでは議案第10号長与町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、上下水道課長以下、関係職員がご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第10号長与町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。本議案は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、公共下水道等からの放流水の水質の技術上の基準に大腸菌群数が定められておりますが、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、第8条の3第1項第7号におきまして、大腸菌群数を大腸菌数に改めるものでございます。なお、附則につきましては、施行日を令和7年4月1日としております。また、参考資料といたしまして新旧対照表を配布しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑は先ほどの資料を配布していただいた資料も含めて受けたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今回の議案によって検査とかが変わるとか、そういうことがあるのかどうか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山下主査。

○主査（山下裕己君）

令和6年度末までは、大腸菌群数というのを下水道の放流水質の中で水質項目として設定されておりました、令和7年度4月1日からは、大腸菌数という形で放流水の水質項目が変更されることとなります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

これが変わることによって、各家庭なり事業所なりから排出される場所での大腸菌数、排出していいかで、何か多ければ除外施設を設けなければならないとなった。現実こい調べてされてるんですか。その数を。ここは怪しいなとか思って調べに行くとかね。何か当たりをつけていかんと全家庭で調べるとかってちょっと不可能だろうと思うんですけど、どういうふうに、どういうような場合にこの法を適用して、数を数えたりするのかですね。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

家庭の大腸菌数というのは除外されておまして、水質基準としては測る必要はございません。ここで言うのは、浄化センターから発生する放流水の中での水質基準、そういったものが変更になったというものでございまして、われわれは毎月、放流水の水質というのは検査しておりますので問題ないと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この8条の3の冒頭に除外施設を設け、または必要な措置をしなければならないという項目の中にこの7番で、だから読む限りは私は公共下水道を使用するものですから、公共下水道に流入される方たちが対象になるのかなあというふうな感じがしたものですから、ちょっと質問をさせていただいたんですが、あくまでも浄化センターから出す分は身内の話ですよ。一般の人はもう関係ないって話なんですか。これは。公共下水道を使用する者というこういう人たちはもう関係ないんですかね。条文を読んだらどうもその人たちが対象になるのかなあというふうな感じがしたものですから。

○委員長（中村美穂委員）

山下主査。

○主査（山下裕己君）

こちらの8条の3の第7号に該当するところなんですけども、括弧の中で大腸菌数を除くという形で書かれておまして、こちらはどうしても糞便性のもので、トイレから流れてきてるところに関しては、大腸菌数というのは必ず検出されるんですよ。そこに関しては、もう放流してしまうものなので、ここはもう検査項目から除きますよっていう考え方ですね。その他の例えば(2)の2号ですね。2号、3号、4号、5号、6号ってあるんですけども、温度が45度未満のところとかであれば温度以下で流してくださいっていう形。それ以上になるのであればグリストラップとか除外施設を設けて

いったん滞留させて温度を下げ流してくださいという形の条文になっておりまして、大腸菌数に関しては、水質項目から除かれてるという形の条文となっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号長与町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

続きまして、議案第27号令和7年度長与町水道事業会計予算の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

現在、水道事業、下水道事業は、施設の強靱化対策、人口減少下での経営基盤の強化という共通の課題を抱える中、特に能登半島地震以降は、いろいろな視点から住民の皆さまの関心を集めてまいりました。水道局職員一同、厳しい経営環境の中、健全な施設を健全な経営状態で次世代に引き継げるよう、今全力で業務に取り組んでいるところでございます。それでは議案第27号令和7年度長与町水道事業会計予算につきまして、上下水道課長以下、関係職員がご説明申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第27号令和7年度長与町水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。第2条業務の予定量といたしまして、令和7年度末給水戸数を1万6,022戸、年間総給水量を358万6,190立方メートル、1日平均給水量を9,825立方メートルと見込み、主要な建設改良事業の事業費として、岡地区前田川内配水管布設替工事9,900万円を計上しております。続きまし

て、第3条の収益的収入及び支出、そして、第4条資本的収入及び支出および第5条債務負担行為につきましては、予算に関する説明書の方でご説明申し上げます。説明書の1ページをお開き願います。説明書の1ページですね。第3条収益的収入及び支出の予定額といたしまして、収入では、第1款水道事業収益7億8,911万7,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、第1項営業収益が7億1,580万2,000円、主なものは、上水道給水収益でございます。次に、第2項営業外収益が7,330万5,000円。主なものは、長期前受金戻入、これは補助金等の減価償却見合分でございます。続きまして、第3項特別利益として、過年度分の遡及調定などの過年度損益修正益1万円を見込んでおります。支出では、第1款水道事業費用7億5,525万1,000円を計上しております。内訳といたしましては、第1項営業費用7億3,608万4,000円。主なものは、浄水場維持管理等に要する費用の原水および浄水費、続きまして、配水管維持管理等に要する費用の配水および給水費、検針、調定および徴収事務等に要する費用の業務費、その他、事業活動全般に要する費用の総がかり費でございます。次に、第2項営業外費用1,783万8,000円。主なものは、支払利息及び企業債取扱諸費、これは企業債利息支払いに要する費用でございます。続きまして、第3項特別損失として、漏水減免などの過年度損益修正損32万9,000円を計上しております。そして、第4項予備費につきましては、100万円を計上をしております。続きまして2ページをご覧ください。第4条資本的収入及び支出でございます。収入では、第1款資本的収入2億9,419万3,000円を見込んでおります。内訳としましては、第1項企業債2億5,260万円、第2項負担金2,159万3,000円。そして、第3項その他資本的収入2,000万円でございます。この第3項につきましては、長崎多良見線の県道拡幅に伴う補償金でございます。次に支出でございますが、第1款資本的支出5億5,277万3,000円を計上しております。内訳といたしましては、第1項建設改良費4億9,352万3,000円、主なものは、設計や工事に要する費用の改良費でございます。事業の内容につきましては、後ほど担当よりご説明申し上げます。次に、第2項企業債償還金5,725万円、第3項予備費200万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,858万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,037万3,000円、過年度分損益勘定留保資金2億1,820万7,000円で補填する予定でございます。続きまして、説明書3ページをお開き願います。給与費明細書でございます。1総括として、給与と法定福利費の前年度1月1日時点との比較でございます。令和7年度は、適切な水道料金のあり方等の調査審議を進めるため、町の附属機関としての審議会を設置するよう考えております。このため審議会委員の報酬を新たに計上させていただいております。職員数の欄をご覧ください。特別職にあたる審議会委員を10人分計上しております。給与費欄に、審議会委員の報酬を21万2,000円計上しております。また、一般職につきましては、長崎市と進めております新浄水場共同整備事業に伴いまして長崎市へ職員を派遣しておりますので、

1名増員としております。続きまして4ページ、ご覧ください。2給料及び手当の増減額の明細でございます。次の3給料及び手当の状況につきましては、6ページまで記載させていただいております。それでは少し飛びまして、7ページお開き願います。令和7年度水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。業務活動、投資活動および財務活動に係る現金の流れによりまして、今期の資金は4,933万6,326円減少し、資金期末残高を11億2,493万3,223円と予定しております。8ページをご覧ください。令和6年度長与町水道事業会計予定損益計算書でございます。下から2行目をご覧ください。令和6年度末の純利益を3,931万9,702円と見込んでおります。9ページ、お開き願います。10ページまでが令和6年度長与町水道事業会計予定貸借対照表でございます。資産合計と負債資本合計がそれぞれ74億6,183万7,403円でございます。11ページをお開き願います。12ページまでが令和7年度長与町水道事業会計予定貸借対照表でございます。資産合計と負債資本合計が、それぞれ76億497万9,501円でございます。13ページをお開き願います。13ページは会計方針に関する注記を記載しております。14ページをご覧ください。債務負担行為に関する調書でございます。上から3行目以降の3件を新たに定めております。長与町浄水場運転管理業務委託でございますが、1行目に記載の運転管理業務の終了に伴いまして、新たに5年間の業務を発注するものでございます。次に長与町水道料金改定支援業務委託でございますが、先ほど給与費明細書でも申し上げましたが、令和7年度は、適切な水道料金のあり方等の調査審議を進めるため、町の執行機関の附属機関として審議会を設置するよう進めております。本業務は、審議会運営等に係る職員の支援業務を委託するものでございます。続きまして長崎市・長与町新浄水場共同整備事業負担金でございます。令和7年4月に入札公告等を行いまして、令和8年1月に受注者の決定を予定しております。それでは再度、予算書の2ページに戻っていただきまして、予算書2ページですね。お願いします。第6条企業債につきましては、建設改良費に充てる目的で2億5,260万円の起債を予定しております。第7条一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用および特別損失間において予算の流用を可能とすることを願います。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億1,669万6,000円および交際費10万円を予定しております。最後ですね。第10条たな卸資産購入限度額につきましては、843万5,000円を予定しております。以上が令和7年度長与町水道事業会計予算の主な内容でございます。引き続き建設改良費の事業内容につきまして、担当よりご説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

それではお配りしておりますA3縦型の図面およびA4縦型の長与町の水道の維持管理についてという2点の資料につきご説明をさせていただきます。まずはじめに図面の方からご説明をさせていただきます。図面上部の1から番号順にご説明いたします。1番目、岡地区下岡配水管布設替工事です。工事概要といたしましては、長崎港湾事務所による管渠更新工事に合わせまして、配水管を更新するものでございます。続きまして、2番目、岡地区前田川内配水管布設替工事です。工事概要といたしましては、昭和38年に布設いたしました配水管を更新するものでございます。続きまして3番目、第2浄水場次亜塩素酸希釈装置設置工事です。工事概要といたしましては、次亜塩素酸精製装置を精製した次亜塩素酸ナトリウムから購入した次亜塩素酸ナトリウムに対応する設備に変更するものでございます。続きまして4番目、平木場地区洗切導水管移設工事です。工事概要といたしましては、主要地方道長崎多良見線の拡幅工事に伴い、導水管の移設工事を行うものでございます。続きまして5番目、高田地区東高田配水管布設替工事です。工事概要といたしましては、昭和46年に布設した配水管を更新するものでございます。続きまして6番目、流量計取り替え工事です。工事概要といたしましては、第2浄水場、東高田浄水場、洗切深井戸において、更新時期を迎えました流量計の取り替え工事を行うものです。続きまして7番目、高田地区道ノ尾送配水管布設替工事です。工事概要といたしましては、昭和54年に布設した送水管および配水管を更新するものでございます。以上がA3縦型の図面、令和7年度予定の建設改良事業に係る内容となります。続きまして4の資料のご説明に移ります。本町における水道管の老朽化率は、令和5年度末で27.22%となっております。浄水場ごとの老朽化率を資料の中央においてお示ししております。令和7年度におきましては、第1浄水場分として先ほどご説明しましたA3縦型図面の①、②の工事を、第2浄水場分としまして⑤の工事を、本川内、道ノ尾滅菌施設分として⑦の工事を行う予定としております。以上をもちまして配布資料の説明を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

以上で、議案第27号令和7年度長与町水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。ページを追って質疑を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず予算書の1ページですね。質疑はありませんか。続きまして、予算に関する説明書の方に移りたいと思います。1、2ページのところで、質疑はありませんか。3、4ページ、職員の給与費等ですね。続いて5、6ページ、これが等級等示されております。続いて7、8ページ、7ページいいですね。質疑はありませんか。続いて9、10ページ、11、12ページ、

それから13ページですね。あと説明書の14ページのところと予算書の2ページのところ、債務負担行為の説明がありました、質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

14ページの新浄水場運転管理業務委託が令和8年度から令和12年度までの分が今年度入札にかかるのか、そういうことだとは思いますが。このちょっと戻るんですけど、水道料金のあり方の審議会設置、それっていうのは8年度から12年度分の入札の結果が出ないと何かなかなか水道料金とか審査、審議しづらいのかなって個人的には思うんですけど、その辺はいかが、どうなのかっていうのと。あと時期ですね。審議会は、いつからいつまでの期間で行う予定なのか。あと入札は、いつ頃予定されているのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず、1点目の新浄水場の入札結果を見る必要がある。正確なところはそうなのかもしれないんですけども、実際ですね。新浄水場の事業費といったものは、現在はじておまして、その部分についても4月には入札公告を上げるという状況でございます。令和5年度、6年度にかけまして、その新浄水場共同整備事業の事業費を加味したところで、財政計画等々ですね。長与町の持ってます既存の事業計画、経営戦略等の改定を行っておりまして、それが今年度末までの間で整備されてまいります。その今年度末までに仕上がった各改定、各種事業計画等の改定の内容に伴いまして、今後の料金改定といったものを考えていく必要がございますので、そのために審議会の設置というものを今の予定ではですね。令和7年6月の議会の方で、設置の条例を提出させていただく予定で動いているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今のところでありますけれども、特別職の10人というのは、去年はなかったわけですね。それで今年が予定されてるところで、どんな方たちが特別職で10人というところには、予定されてるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そうですね。今10名以内ということで考えているところでございまして、詳細についてはまだ内部でもんでいる状況でございますけども。実際はですね、今予定としましては学識経験者であったり、各団体の代表者であったりとかということで構成したいと

いうふうを考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

毎回聞いておりますので、お聞きします。老朽化した配管等も入れ替えしておられますけども、いつも耐震率ということで、同じ工事をしながら進められていると思いますけども、現在これを含めてどのくらいまで耐震率が上がっていくものか、お願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

最新数値となりますと令和5年度決算値ということになってくるのでございますが、町内の配水管のうち基幹管路、導送水で配水管のうち給水の枝を取ってないような所という規定になるんですけども、そちらの基幹管路の耐震適合率といたしましては、全延長中の53.72%と、これが全国平均がちょっと令和5年度の数値が出てないんであれなんですけども、令和4年の数値で言いますと42.3%が全国平均が出ておりますので、町内の基幹管路の耐震適合率といたしましては、全国平均よりも少し高い数値を保っているというかたちでございます。引き続き7年度の方も老朽管の更新と併せまして耐震化を図っていき、各手持ちの水道管の耐震適合率を上げていく予定としております。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

議案にちょっと関係ないかもしれませんが、今いろいろな所で排水管を通したところで沈没とかいろいろ事件がありましたけども、長与においては調査、そういう箇所がなかったのか、答えられれば答えていただきたいなと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

手持ちの水道施設の状況確認といいますか、調査といたしましては、別で委託料で上げております漏水調査の方で管がもし悪くなったら漏水という形で事象として出てくるものですから、そういった調査を行って現状の施設の状況把握には努めているところでございます。都度、漏水が見つかりましたら即時対応し、復旧を行っていくという形で現状の手持ち資産の管理を行わせていただいているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この14ページの債務負担行為に関する調書の中に記載があります下から2番目のこの長与町水道料金改定支援業務委託ですが、水道料金改定支援業務というのは、どういう業務なんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

水道料金について改定を行う上で必要な項目がございまして、内容といたしましては、財政計画の策定、そして、総括原価の算定というものが、総括原価というものにつきましてちょっとご説明申し上げます。総括原価というものについては、原価を基準として資産維持費等の適正利潤を上乗せして料金が決定するもの。要はわれわれの経営をする中で純利益が出てくるんですけども、この純利益といったものが資産維持費というものになってきて、今後の物価高とかいうものに対応して私たち公営企業が蓄えていかないといけないお金になるわけなんですけど、これ蓄えていかないといけないお金まで含めたところの料金の設定を考えるといった仕組みが必要になってきますので、この総括原価そもそも原価がいくらなのか、いくらもうからないと、もうからないといくら資産維持が必要なのか。そういったものを算定する業務がまず入ります。その他ですね、料金体系の設定でございまして、料金体系というものは、私たち長与町の水道料金は二部料金制というものでございまして、基本料金と従量料金で分かれています。この構成の内容ですね。これを料金体系と申しまして、基本料金の割合であったり従量料金の、従量料金というのは、使えば使うほど現在高くなっていく仕組みになっておりまして、この高くなっていく仕組みっていうのが、今、勾配、高くなる度合いですね。そういったものをまた調整する必要がございまして、なので料金体系、今回の業務では、料金体系の設定というものもお願いするような形ですね。もう一つ、基本的にはその財政計画の策定と総括原価の算定、そして、料金体系の設定、そして、料金改定計画、今後どういった推移で料金改定を行っていくのかといった検討、取りまとめといったものを委託するものでございまして。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

まず財政計画を策定するつちゆうことやったですかね。そして原価、調達原価の何とかがって言われたんですが、1,700万円の予算を計上されているんですが、これ2年ばかりでやられるということなんでしょうけども、これどの、いろいろ財政計画にしる調達原価とかというの、今のこの企業会計においてはいろいろ詳細に積み上げられておりますので、そんなにこのお金がかかるようなものじゃないのかなあというふうな感じはしてるんですが、どこでかかるんですかね。この一番大きなこの予算の1,700万円

が出て、予算を投入する、必要とするその部分っていうのは。会計の設定というのも何かそんなにかかるのかなという気がしたものですから。ぜひそこら辺、すいません。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そうですね、委員おっしゃるとおりある程度のベースとなる指数という数値といったものは出ておるわけなんですけれども、今回、水道料金の改定という業務が一番最後に上げた値上げっていうのが、昭和63年の4月になるわけですね。今からおよそ37年、36年前の状況でございまして、そのときの料金改定といったものも職員が行ってきたわけでございますけれども、そのときというのは人口が増加している傾向にあった中での料金改定、今回それからだいぶ時間が開きまして人口が減っていく、収益がどんどん下がっていく中での料金改定ということでございまして、対応できているそのノウハウですね。水道料金の改定に係るノウハウ等々も昔と少し変わってきてる状況でございます。そういったものですね。日本水道協会の発行している算定要領とかそういったものを参考にしながら民間の力を借りて、一番適切な形で住民の皆さんにも説明が一番しやすい形をとろうと思って今回の委託というものを考えております。実際1,700万円という形で2カ年でですね。結構それなりの金額がかかるものでございますけれども、民間コンサルに係る人件費といったものが主なものになってはくるんですが、必要な経費というふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。それでこの8年度までこの業務委託をやられて、その結果をもって、その後に料金改定の周知をしていくというような形になるんでしょうか。そういう手順で考えておられるのかどうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

もう1つこの料金改定支援業務の中に審議会、今度設置する審議会の運営の補助といったものも入っております、審議会がおおよそ今年の上半期には立ち上がって、それから審議を4回から5回重ねていって答申をいただくというスケジュールで動きたいなということで考えてはいるんですけれども、ここはまた内容が決まり次第、今練っている状況なので少し変動等あるかもしれませんが、そういったスケジュールで動いているということでお考えいただければ。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

説明書の14ページで同じところなんですけどね。要はまず運転委託料ですね。これは5年間で債務負担行為で大体限度額になってますけど、15億円という数字なんですけど。まず1つは、これをまた昔みたいな随契でやるのか。もしくは入札の方式でやるのか。大体予定としてもちろん数字は入札前だから出せないんでしょう。大体どれぐらいの結局そのアップになるのか。ダウンなるってことはあり得ないわけですね。それが1つ。それから当然今度の新浄水場に対しての長与町の負担がこれも限度額76億円という数字ですけど、全体でどれぐらいの金額になるのか。それとあともう1つはね、当然、結局新しいものを造るわけですから、料金改定というのはもう上げるという前提のもとでつくるといふうに私は考えてるんですね。ですからこれは私たちの長与町にとって結局広域でやる以上は、基本的には長崎市と長与町は同じの金額になるということが大体常識的に考えられるわけですね。そうするとかなりの金額が上がってくる可能性があるんじゃないかと思うんですよね。その辺の考え方をちょっと聞かせていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず運転管理業務委託ですね。入札方式については、以前は従前は随意契約といったことも行っておりましたが、それから3年契約、5年契約と進んでおまして、今回、また新たにお問い合わせする方式といたしましては、前回の5年度と行ったのと同じ方式の制限付き一般競争入札ということで考えております。あと事業費の委託料のアップ率については、おおむね2割から3割上がるのではないかなというふうに考えているところでございますが、今この限度額で設定させていただいてる金額はあくまでも限度額でございます、これから恐らく上半期終わって10月頃に公告っていう形になるかとは思いますが、そのときまでに積算といったものをまた制度を上げて精査していくように考えておりますけれども、債務負担行為自体はやはり機構ベースでいけばある程度、2割から3割上がるのではないかと。あとはもう応札次第にはなるかと思っておりますけれども、そういった状況でございます。あともう1つ、新浄水場共同整備事業につきまして、総額につきましては、長崎市の方で債務負担行為を上げてますのが約300億円、これは事業費プラス運転維持管理費ですね。長崎市が上げてる債務負担行為の中には長与町の負担金も含まれておりますので、総額は長崎市の債務負担行為の額とわけていただければいいかと思っております。その後ですね、料金改定について委員おっしゃるとおりですね、料金改定というもので基本的には値上げっていう形にはなるかと思っております。その中で長崎市と長与町の水道料金が同じということではなくて、それぞれの経営の状況に応じて水道料金といったものは考えていく必要がございますので、必ずしも同じということにはならないというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私はやはり公域でやるわけだから本来であれば一部組合をつくるのが常識だと思ってるんですけど、この結局、当初この新浄水場の金額は全体で170億円ぐらい言われていたんですよ。それが300億円ということは、もう倍なんですよね。基本的にね。そうすると長崎のペースでずっとこう検討されていくと、うちの金額も長崎の言いなりになると。これは南部広域水道事業の中で、長崎市が要は結局指導力を持ってリーダーシップもってやったわけですね。それによって長与町は大変な損害を受けて、そして、今送水管も33号線、まだ埋め殺しの状態がある理由なんです。そんな状態があるわけですよ。ですからこれについては非常に慎重に、やっぱり審議をしていく必要があると思うんですね。それと先ほどの料金は長崎は長崎、長与が長与ということですけどね。基本的にはやはり同じものを使うんだって、同じ料金になるというのは、それはもう広域的に同じにならざるを得ないと、僕はそういう判断してるんですよ。その辺の考え方をちょっともう一度教えていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

渡部局長。

○水道局長（渡部守史君）

それではちょっと順番にお答えさせていただきたいと思います。まず一部事務組合を設立すべきではなかったのかっていうお話ですけれども、当初より広域連携のいろんな形態があるわけですが、一番上に事業統合というのがございます。その下に経営の一体化という形であります。この二つはもともと広域連携のイメージとして、皆さんがお持ちになっている形態です。で、もう一番上にある事業統合であれば全てを一緒にして料金も同じなるといったことになるのが事業統合と、それはものすごくステップがハードルが高いということで、今われわれが取り組んでいるのは、施設の共同化というところでございます。それぞれ経営は、それぞれの今回でいえば長与町の水道局、長崎市の上下水道局が経営をしたまま、それぞれの料金体系を持ったまま、施設だけちょっと共同でしまししょうかと。それいろんな形態があると思うんですよ。今回浄水場ですけれども、例えば配水地を一緒にしまししょうとか、そういった施設の共同化、それが今われわれが取り組んでいるところでございまして、これが法的には比較的簡易にできるような形、広域連携でございまして、もしですね。これで一部事務組合を設置をするということになれば、そこにまた用水供給事業という水道事業体が新たに生まれてしまう。長与町水道局、長崎市上下水道局、そして、もう1つ新たに水道水供給事業の水道事業体が生まれてしまう。そこには議員も派遣しなければいけないし、いろんな協議が必要になってくる。もしですね。今回の施設の共同化がそのようなことをしなければならぬということがもう法的に決まっているならば、われわれはいろいろな総合的に

考えて、メリット、デメリットを考えたときに、そこまでをして一緒に共同浄水場を造るべきではないという判断に恐らく至ると思います。それでわれわれは今は金銭的な、資金的なメリットが大きいというところで、単独で第1浄水場の更新よりも一緒に新浄水場を建設した方が、われわれにとっては第1浄水場の更新になりますので、新しい浄水場を造るという言葉がいくと、なかなか新しい浄水場を造るというイメージになりますけども、われわれとしては第1浄水場の更新事業といったイメージでいっております。ですので、ちょっとすいません脈絡がなくなりましたけども、一部事務組合は、もうもともと必要ないというところでもありますし、この前、視察で行かれた北島町と鳴門市のお話の中でもご質問が出たかと思うんですけども、やはりそういった議論には恐らくならないといったところで、一部事務組合が当初から設立するっていうことは考えてなかったと。考えてなかったって、道中一部事務組合は必要なのかなとかいう議論はありましたけども、結果論として一部事務組合は必要ではないかなということで、この施設の共同化に向けてスタートしたといったところでございます。それと、あと料金が長崎市と長与町一緒になるべきではといったお話でございますけれども、確かにそのような考えになるということもうなずけるというか、よく分かるところでございます。ただ先ほど申し上げたように、経営自体は長崎市と長与町別々に今後もやっていきますので、それぞれの経営事情に合わせた料金体系は、今後も継続していくといったことで考えているというところでございます。以上よろしかったですか。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

渡部局長。

○水道局長（渡部守史君）

長崎市の言いなりというか主導でいってしまうと、今私たちは長崎市とは対等な立場でお話しております。いろんな重要事項については長崎市との協議会という形で、意見を交換しながら全て事を進めているといったところでございます。工事の費用については、やっぱり今の社会情勢というところで、われわれもなぜこのように工事価格が上がってしまうのかっていうのは、去年の全員協議会の中でもお話をさせていただいたところですけども、それについても長崎市と必ず協議をしながらこういう上がってまいりますねっていうお互いに納得しながら、その結果ですね、出た金額とそういった形になってます。常にわれわれとしては、長崎市と対等でお話をさせていただいているといったところでございます。回答になったか分かりませんが、以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、内容を説明いただきまして、ある程度の理解をしました。最終的に私もその南部広域水道事業の苦い経験を持つてるもんですから、あまりにもその結局リーダーシップを長崎市に取られると、当時も要はその案分のというようないいかげんなパーセンテージで、うちの方は引き受けをしたわけですね。しかしながら今回は金額が金額だし、長与町の財政も大体今かなり起債の残高でも130億円ぐらいあるし、これをするとまたこの金額をみるとかなりの金額があるからね。それを十分に注意をしながらやっていただきたい。これはもう1つの要望として、聞いてってください。回答は結構です。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。それでは今配布されたこの図面ですね。工事箇所それからもう1つ資料として、長与町の水道維持管理について令和5年度末時点という、こちらの資料も含めて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。全体を通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号令和7年度長与町水道事業会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時32分～10時41分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第28号令和7年度長与町下水道事業会計予算の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

それでは議案第28号令和7年度長与町下水道事業会計予算につきまして、上下水道課長以下、関係職員がご説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第28号令和7年度長与町下水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。第2条業務の予定量といたしまして、令和7年度末排水戸数を1万6,050戸、年間総排水量を340万8,006立方メートル、1日平均排水量を9,337立方メートルと見込み、建設改良事業として10億456万9,000円。うち国庫補助対象事業として8億9,450万円を行う予定としております。続きまして、第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入および支出および第5条債務負担行為につきましては、予算に関する説明書の方でご説明いたします。説明書の1ページをお開き願います。説明書の1ページ、第3条収益的収入及び支出の予定額といたしまして、収入では、第1款下水道事業収益9億5,229万6,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、第1項営業収益が6億4,565万8,000円、主なものは、下水道使用料でございます。次に、第2項営業外収益が3億651万4,000円、主なものは、他会計負担金、これは総務省繰出基準に基づき一般会計が負担する経費でございます。次に、長期前受金戻入、これは補助金等の減価償却見合い分でございます。続きまして、第3項特別利益として、過年度分の遡及調定などの過年度損益修正益12万4,000円を見込んでおります。支出でございます。第1款下水道事業費用9億2,823万3,000円を計上しております。内訳といたしましては、第1項営業費用8億4,437万4,000円。主なものは、管路施設維持管理に要する費用の管渠費、処理場維持管理に要する費用の処理場費、検針調定および徴収事務等に要する費用の業務費、その他、事業活動全般に要する費用の総がかり費でございます。次に、第2項営業外費用8,255万9,000円。主なものは、支払利息及び企業債取扱諸費、これは企業債利息支払に要する費用でございます。続きまして、第3項特別損失として、漏水減免などの過年度損益修正損30万円を計上しております。そして、第4項予備費につきましては、100万円を計上しております。続きまして2ページをご覧ください。第4条資本的収入及び支出でございます。収入では、第1款資本的収入7億4,157万4,000円を見込んでおります。内訳といたしまして、第1項企業債3億2,330万円、第2項国庫補助金4億120万円、第3項受益者負担金207万4,000円、そして、第4項その他資本収入1,500万円、この第4項につきましては、水道と同じく長崎多良見線の県道拡幅に伴う補償金でございます。次に支出でございますが、第1款資本的支出11億7,277万円を計上しております。内訳といたしましては、第1項建設改良費10億656万9,000円、主なものは、設計や工事に要する費用の改良費でございます。事業内容につきましては、後ほど担当よりご説明申し上げます。次に、第2項企業債償還金1億6,520万1,000円、第3項予備費100万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,119万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,114万6,000円、過年度分損益勘定留保資金3億8,005万円を補填する予定でございます。続きまして、説明書3ページ、お開き願います。給与費明細書でございます。1総括といたしまして、

給与と法定福利費の前年度1月1日時点との比較でございます。職員数の欄をご覧ください。一般職につきましては、再任用職員1人および会計年度職員1人の計2人が減り、職員1人が増えているという状況でございます。4ページをご覧ください。2給料及び手当の増減額の明細でございます。次の3給料及び手当の状況につきましては、6ページまで記載させていただいております。飛びまして7ページをお開き願います。令和7年度下水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。業務活動、投資活動および財務活動に係る現金の流れによりまして、今期の資金は2,071万220円増加し、資金期末残高を21億6,780万4,184円と予定しております。8ページをご覧ください。令和6年度長与町下水道事業予定損益計算書でございます。下から2行目をご覧ください。令和6年度末の純利益を4,646万5,850円と見込んでおります。9ページをお開きください。10ページまでが令和6年度長与町下水道事業予定貸借対照表でございます。資産合計と負債、資本合計が、それぞれ112億9,071万8,394円でございます。11ページをお開き願います。12ページまでが令和7年度長与町下水道事業予定貸借対照表でございます。資産合計と負債資本合計が、それぞれ118億5,301万4,191円でございます。13ページをお開き願います。13ページは会計方針に関する注記を記載しております。14ページをご覧ください。債務負担行為に関する調書でございます。令和7年度は、新たに3件定めております。表の1行目、2行目につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助、債務の損失補償について定めております。続きまして、上から4行目、長与町下水道施設維持管理業務委託、令和8から10年度まででございますが、その上段に記載の施設維持、管理業務が令和7年度で5年間の業務を終えますことから、新たに3年間の業務を設定させていただいております。業務期間を5年から3年へと短縮しておりますのは、国が推進しておりますウォーターPPPという運転維持管理に更新計画等を含めた発注形態への移行を考慮しているためでございます。それでは再度、予算書の2ページに戻っていただきまして、第6条企業債につきましては、建設改良費に充てる目的で3億2,330万円の起債を予定しております。第7条一時借入金につきましては、借り入れ限度額を3億円としております。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用および特別損失間において予算の流用を可能とすることを願います。第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費6,868万8,000円および交際費6万円を予定しております。以上が令和7年度長与町下水道事業会計予算の主な内容でございます。引き続き、建設改良費の事業内容につきまして、担当よりご説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

それでは建設改良費で予定する主な事業について、配布しております図面にて説明申

上げます。最初に色分けの説明ですが、青色の1から6までが業務委託、赤色の7から10までが工事となります。まず1番目、長与浄化センター改築更新（事業団委託）R6から8について、こちらはストックマネジメント計画に基づき汚泥処理施設である2系1次消化タンクの機器の更新、内部の防食塗装および耐震化補強、ナンバー2、ガスホルダーおよび余剰ガス燃焼装置の更新ならびにボイラー等の耐震化補強を令和6年度から令和8年度にかけて日本下水道事業団に委託するものです。次に2番目、長与浄化センター実施設計・耐震設計（事業団委託）について、こちらはストックマネジメント計画に基づき沈砂池ポンプ制設備、汚泥濃縮脱水設備、監視装置設備等の改築に係る実施設計ならびに機械濃縮等および重力濃縮タンクの耐震設計を日本下水道事業団に委託するものです。次に3番目、長与浄化センター耐震診断（事業団委託）について。こちらは処理場施設の耐震診断が未実施である1から5系最初沈殿池、反応タンク、4から5系最終沈殿池、1系1次、1系2次、3系1次消化タンク、1系弁操作室、ナンバー1、ガスホルダー、ろ過水槽ろ過機器ろ過機基礎処理水槽、連絡管路の耐震診断を下水道事業団に委託するものです。次に4番目、ウォーターPPP導入可能性調査（事業団委託）について、こちらは管路施設、処理場施設に係る維持管理と更新を一体的にマネジメントする方式であり、現在の処理場施設の維持管理の業務形態に管路施設を含め、さらに施設の更新を含めた方式となるウォーターPPPの導入可能性を検討する調査業務を行うものです。次に5番目、管路施設耐震計画策定・耐震診断について、こちらは管路施設の耐震計画の策定および耐震診断を行うものであり、耐震診断は、長与1号污水幹線L=1.0キロメートルを行う予定です。次に6番目、管路施設調査について、こちらはストックマネジメント計画策定のための管路施設調査を行うもので、長与1号污水幹線L=3.2キロメートル、長与2号污水幹線L=1.6キロメートル、高田南地区L=4.9キロメートルを行う予定です。次に7番目、マンホール蓋改築工事について、こちらはストックマネジメント計画に基づきマンホール蓋改築工事を行うもので、岡地区N=56カ所、嬉里地区N=34カ所、吉無田地区N=33カ所を行う予定です。次に8番目、污水管改築工事について、こちらはストックマネジメント計画に基づき污水管改築工事を行うもので、青葉台地区N=5スパン、更生延長L=130メートル、長与ニュータウン地区N=10スパン、更生延長L=291メートルを行う予定です。次に9番目、三根地区小原污水管移設工事について、こちらは長崎県の主要地方道長崎多良見線交通安全施設等整備事業の工事に伴い、下洗切橋に添架している污水管の移設工事を行うものです。次に10番目、長与ニュータウン中央地区取付管改築工事について、こちらは陶器製の陶管から樹脂製の塩ビ管の取付管に改築を行うもので、N=65カ所を行う予定です。令和7年度当初予算の建設改良事業の説明は以上でございます。

続きまして、下水道の維持管理状況について説明させていただきます。A4の資料をご覧ください。図1下水道整備状況をご覧ください。青の線は、各年度の布設延長でございます。左端の目盛りは各年度の延長距離でございます。オレンジの線は累計延長で

ございます。右端の目盛りは、累計延長距離でございます。長与町の下水道管の総延長は、令和5年度末時点で189キロメートルでございます。次に表1、標準耐用年数50年を経過する下水道管の延長をご覧ください。現在、標準耐用年数50年を経過する下水道管は存在しませんが、5年後には36キロメートル、20年後には120キロメートルと急速に増加する見込みでございます。次に表2下水道管の系統別延長をご覧ください。汚水幹線の延長は20キロメートル、枝線の延長は169キロメートルでございます。次に表3下水道管の口径別延長をご覧ください。800ミリ以上の下水道管は4キロメートル、800ミリ未満の下水道管は185キロメートルでございます。次に表4管路施設の調査状況をご覧ください。調査済みの下水道管は147キロメートル、未調査の下水道管は42キロメートルでございます。次に表5管渠の改築状況をご覧ください。改築済みの下水道管は、4.6キロメートル、未開地区の下水道管は、184.4キロメートルでございます。以上で下水道の維持管理状況についての説明を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

議案第28号令和7年度長与町下水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これからページを追って質疑を進めていきます。まず予算書の1ページのところで、質疑はありませんか。続いて予算に関する説明書、質疑を受けたいと思います。まず1、2ページですね。質疑はありませんか。それから3ページから6ページまで、職員給与費等ですね。質疑はありませんか。続いて7ページで、質疑はありませんか。8ページ、質疑はありませんか。続きまして9、10ページのところで質疑はありませんか。続いて11、12ページのところで、質疑はありませんか。続いて13ページで質疑はありませんか。続きまして説明書の14ページ、債務負担行為のところで質疑はありませんか。それから予算書の2ページの企業債以降のところですね。そこも含めて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。続けてですね。今先ほど配って説明をいただきました図面の工事の予定の表のところ、それから下水道の維持管理状況についてという資料を配布していただいておりますが、ここで質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今年度の建設改良事業が結構増額がおつきいなあとあって、国庫補助金が付いてるからってことなのかもしれませんが、大丈夫なのかっていうか、その辺の理由でいたいね。数年前からしたら2、3倍ぐらいまで建設改良費がかかっているように思えるんで、

その辺のところと。あと主要な施策、説明書の方の1ページの他会計負担金、一般会計繰入金、1億円ってもう毎年こう決まってるかもしれん。何かしら計算式があつてこれ出てるのかどうか。やっぱり全体的に費用がかかるならこれも上がってもしかるべきなのかなあとちょっと思ってます。それと水道料金の値上げの審議会みたいなものを行うってことで、下水道に関してどうなのか、お教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず、建設改良費の増額につきましては、現在行っております浄化センターの改築更新といったものが主な内容になっています。ただ、やはりこの浄化センターの改築更新というものは、一つひとつの事業費というものが大きいものが重なってきますので、どうしてもこの時期については金額が膨らむものということで、ご理解いただきたいと思えます。次に、一般会計繰入金、他会計負担金につきましては、これは公費が負担すべきものということで決められておまして、下水道事業については、雨水は公費、汚水は私費と原則決まっております。皆さんが家庭で流してる汚水の処理については、使用料で賄うもの。その他ですね。雨水であったり分離式経費ということで、総務省が毎年繰り出し基準といったものを定めておまして、その基準に沿ったものについては、公費で負担すべきものということで決まっております。今回毎年大体1億円前後ということで繰入金をいただいているところでございますけれども、毎年度これについても財政部局と協議を重ねながら、金額については決定しているという状況でございます。もう1つ料金改定、水道の方は料金改定の方にちょっと向かっていく状況でございますけれども、下水道事業につきましては、昨年度、経営戦略といったものを改定しております。その中では向こう今後5年間ぐらいを見ますと、基本的には今の料金体系で問題ないという結果になっておりますので、下水道使用料についての改定ということは、今のところ考えてないということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、同僚委員から質問がありましたこの他会計、他会計負担金、一般会計繰入金についてでございますが、これは収益的収入で受けられて恐らく収益的支出のところへ支出をされるということで、この減価償却費の欄に6,453万9,000円一般会計繰入金より充当するということが書かれております。恐らくその残りをこの支出の中のどこかで支出をされるんだろうとは思いますが、私はちょっとお聞きをしたいのがですね。都市計画税を使って、この一般会計繰入金ということで、ここに払ってきている経緯があるんですよ、実績が。ということは、都市計画税というのは、あくまでも法で、都市計画に基づく都市計画事業に充当するために都市計画税を徴収することができるという

ことで、目的税としてもう使い道が決まってるわけですね。にもかかわらず、だからあなた方を責めるんじゃないんですが、にもかかわらず都市計画税がこの1億円の、大体この前後ということで、1億円の納める中の原資としてずっとこう使われてきた経緯がどうもあるようなんですよ。それは私が今からちょっと調べるようなことなんですが、だからここで確認をさせていただきたいのが、他会計負担金、一般会計繰入金は、あくまでも都市計画事業には使われてないですよ。下水道の中では。そこをちょっと確認をしたいんですが。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

先ほどちょっと充当の話に少しご説明させていただきます。一般会計繰入金というのは、下水道の減価償却費に充てる部分とここで言いますと支払い利息にも充てております。一般会計繰入金は、この2カ所、減価償却費と支払い利息、ここに全て充当しております。もう一つ、それがまず前提でございまして、あと都市計画税の充当の話については、財政部局の方が決めているものでございまして、少し言いにくいところもあるんですけれども、実際、公共下水道事業は、都市計画事業でございまして、毎年度、基本的に下水道事業は5年に1度ぐらい事業認可の見直しを行いまして、都市計画事業の認可といったものをつなぎながら事業計画を立てていってまします。なので基本的に都市計画事業としてずっと毎年度、認可がされてきているものであるというのが、これまず前提ですね。下水道事業費に対して都市計画税が充てられるといったものについては、特段疑義はございまして、そこについてですね。ここで言うその一般会計繰入金については、この減価償却費に充てているんですけれども、減価償却費っていうのは、基本的には下水道事業を行ったものについて毎年度費用化していってものなので、減価償却費イコールいわゆる都市計画事業というのが、ちょっと成り立つのかどうかなっていうのは、少しここでは控えさせていただきますけれども、基本的には公共下水道事業、都市計画事業にかかった費用について、毎年度費用化しているものでございまして、その一般会計繰入金っていうものを充当しているという状況でございまして、その一般会計繰入金の財源が何かというところについては、ちょっとこちらの方では申し上げられないという、ご理解いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

都市計画事業の何ていえば規定というものが、あくまでも都市計画税の前提となる都市計画事業というのは、その国もしくは県において都市計画事業認可の認可を取れた事業ということで規定がされてるわけですね。だから5年に1回とってるんだということは、その5年分まとめて事業認可取られて、取り組んでいくんだと思うんですよ。あく

までもその事業だと思うんですね。だから一般的には維持管理事業とかですね。そういうのは対象にならないということになってるんですね、都市計画というのは。もちろんいろんな付加価値をつけて別のものを計画され、維持管理料を含めて別のを計画されて新たに事業認可をとられて、提案して事業認可が下りればそれはまた事業認可として認められるようなんですが、当然その5年で1回ってというのは5年終わるわけですね、事業認可。1回もうそのとられた事業認可の事業というのは。そこで造ったものの、例えば管路のまた不具合が出てきたから維持管理でこうやるとか。こういうのはもう都市計画税を限定する場合の都市計画事業にはなり得ないということで、そういう取り組みになっているんですよ。特にもうこの減価償却費に充当するとかですね。減価償却費は、都市計画事業かと、そうすると支払い利息は都市計画事業かという、この事業認可はいつ取ったのかというような話になってきますので、減価償却費に充てる都市計画事業、事業って認可を取らなければいけませんよ。だから私はあくまでもこの目的外支出がされたんじゃないのかなという疑問を持ってですね、ちょっと今お聞きをしてるんですが。あくまでもあなたたちを責めるんじゃないですよ、あなた方は受ける側ですから。一般会計の繰入金ということで、毎年受ける側の方ですのでね。出す側にそういうこの思い込みで都市計画事業っていうか、下水道事業は都市計画事業なんだということで、そういう考えでずっとここに都市計画税を原資に支出がされてたんじゃないのかなあと思う。何でこれ聞きたいかというのはですね、こういうものを当たり前に下水道事業に繰入金を、目的外使用でずっと充てられたら相当な額になると思うんですよ。そういうものを正しく下水道事業に、区画整理事業にか都市計画事業に充ててきてもらってたらですね。今、起債の借入れの残高が都市計画税を対象とする起債の残高が44億円ぐらいあるというんですね。だからこういうところに都市計画を出さずに、他の財源を使って出していただいて、都市計画税はきちんと都市計画事業とか区画整理事業に充てていってもらえていたら、その44億がどれぐらい減少するのかなというのを、私はちょっといろいろそこら辺を今から調べなければいけませんからですね。まずこういうものに減価償却費に充てるもしくは支払い利息に充てるというのは、下水道事業じゃありませんよ。ちょっと確認をしたかったもんですから。あくまでもそれも下水道事業ですよという国の解釈とか照らして、それも下水道事業ですって言われればあまりちょっと私の主張も言われなくなるんですけども、そこんにきのちょっと確認だけ、どういうふうにご考慮されるのかですね。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員、今、先ほども高橋課長、答えられたと思うんですけど、一般財源が一般会計ということで充当されてることはあるんですが、その財源は都市計画税か何かっていうのは、財政課が答えるべきことなので、この下水道の今予算のところ。ただ、その一般会計の財源の内訳がそこから来てるかどうかっていうのは、この下水道のところでは言えないと思うんですよ。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

一般会計繰入金の充当先、われわれで言えば減価償却費、支払い利息というところにありますけれども、これについては総務省、先ほど申しましたとおり総務省の繰り出し基準に沿った形で一般会計の方に要望いたしまして、協議を重ねた結果、頂いているというものでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

総務省の基準をもって繰り出しをしているということについては理解をしますけども、この支出について改めて都市計画の事業認可をとるということは、やられてるんですか。やられてないんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

都市計画の認可については、4条の建設改良費とそうですね。減価償却費であったり充て先の減価償却費であったり支払い利息については、都市計画事業の認可といったものは取るものではございません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

先ほど水道のところでも資料を作っていただきましたけど、下水道の維持管理状況についてというところで説明を頂きましたけども、これは他の委員からも水道のところでありましたが、埼玉ですかね。道路が崩落して破裂して、その後に水道管も破裂したんでしょうかね。緊急点検のようなことが全国的に行われたよう、これははっきりちょっとあれですけども。そうした場合にある一定の例えば管の大きさとか、そういったものの事情があって、本町がそれに該当しているかどうか分かりませんが、まずもって緊急点検をされたのか。その国から示された管の大きさとかがもし本町になれば、そ

ういう緊急点検に当たらなかったんじゃないかと思うんですが、そこについて教えてください。

○委員（堀真委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

緊急点検については、国から指示されたものには長与町の管渠は当たりません。しかし、事故の重大さを受けて3月に業者を至急手配しまして、榎の鼻橋から浄化センター前までの道路に埋設されている管渠について、マンホールからの目視点検を行いました。その結果は、土砂等の流入はなく事故につながるような重大な損傷等はありませんでした。軽微な腐食等はありませんでしたが、今後、計画的に修繕等を行っていく予定であります。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

それに当たらなかったけども点検をされたというところなんですけども、参考までに管の大きさというんでしょうか。その国が緊急点検をすべき大きさの本町にはないというところでお聞きしましたけども、それはどれくらい以上っていうのがあると思うんですが、そこをお知らせください。

○委員（堀真委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

国から指示された管の大きさは2,000ミリ以上であります。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

やはり誰もあのニュースを見て、あんなことが起きるはずもないし、その事故に巻き込まれた人はただただ道を通っていただけということで事故に巻き込まれたということで、非常に長与町の住民の方も大丈夫なのかということで、長与町だけではありませんけれども、不安に感じていらっしゃると思うんですよね。いろいろ問い合わせ等もあってるんじゃないかと思うんですけども、その点については今のような説明をされているのかどうか。また最後にお尋ねします。

○委員（堀真委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

議員ご指摘のとおり「事故が起こった後から何件か不安に思っている」「近くの道路を見てほしい」等の要望通報がありましたので、その日のうちに現場に行きまして、先

ほど申しましたようにマンホール等から管の中をのぞき込んで、土砂の流入や水が流入していないか等は確認しております。その結果を不安に思われてお電話かけた方等に、こういうふうにご点検をして現在のところ異常ありませんというふうにご説明をしております。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

全体を通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

あの説明書の2ページの資金的収入の欄のこの受益者負担金ですけども、これはまともって200万円ぐらいあるんですが、どこの分でしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

主に高田南の開発が行われたセキスイですかね。106街区といったところの負担金と椿林の開発に伴うものが主なものでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

これでもう大体全部取ってしまうということになるのでしょうか。どうも坪の800万円でしたかね。全部これでとれるような話になるのかなあと思ってるんですが、あまりちょっと金額が小さいのかなって感じがするんですが。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そうですね。おおむねこれでとれる、基本的にはこの額になるかと思えます。長与処理区についての経費でございますので、はい。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

まさにちょっと今浦川委員が言ったのを質問しようかと思っと思ったんですけど、今回の資料が非常に見やすく非常に私たちも参考になりました。こういうのを全体に見せてくれれば非常にいいなと思います。さっきの委員長のあれした800ミリ以下は185キロメートルとかそういう書いてあるから、うちの方は800以上は4キロ、2%し

かないですね。だからこの検査をすればいいということでしょう。1つ私が気になってるのは、今下水道の普及率ですね。これが今、現況は何%ぐらいになってるのかですね。今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

現在普及率、行政区域内で申しますと約99.4%、この見通しでございますけども、おおむねこの水準を維持していくものというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号令和7年度長与町下水道事業会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本常任委員会に付託を受けました審査については、本日で終了いたします。

なお、委員長報告につきましては、私委員長と事務局に一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは来週は予備日となっておりますけども、休会ということになりまして、最終日、本会議ということになります。

本日はこれで閉会いたします。

（閉会 11時36分）